

## 三重県議会選挙区調査特別委員会 検討経過 (H30.1.18 現在)

## 委員会の開催状況

第1回	平成28年	5月16日	(月)	
第2回	平成28年	5月31日	(火)	
第3回	平成28年	6月 8日	(水)	
第4回	平成28年	9月 8日	(木)	
第5回	平成28年	10月 4日	(火)	
県内調査	平成28年	11月 4日	(金)	
第6回	平成28年	11月21日	(月)	
第7回	平成28年	12月16日	(金)	
第8回	平成28年	12月21日	(水)	
第9回	平成29年	1月17日	(火)	
第10回	平成29年	2月 2日	(木)	
第11回	平成29年	2月15日	(水)	
第12回	平成29年	2月24日	(金)	
第13回	平成29年	3月 7日	(火)	
第14回	平成29年	3月21日	(火)	
第15回	平成29年	3月31日	(金)	
第16回	平成29年	4月11日	(火)	
第17回	平成29年	4月24日	(月)	
第18回	平成29年	5月 2日	(火)	
第19回	平成29年	5月11日	(木)	
第20回	平成29年	5月15日	(月)	
第21回	平成29年	5月16日	(火)	
第22回	平成29年	5月18日	(木)	
第23回	平成29年	6月 8日	(木)	
第24回	平成29年	6月30日	(月)	
第25回	平成29年	7月13日	(木)	
第26回	平成29年	8月14日	(月)	
第27回	平成29年	9月 4日	(月)	
eモニター	平成29年	9月22日	(金)	～10月10日(火)
意見募集	平成29年	9月22日	(金)	～10月20日(金)
第28回	平成29年	11月15日	(水)	
第29回	平成29年	11月28日	(火)	
第30回	平成29年	12月 7日	(木)	
第31回	平成29年	12月18日	(月)	
第32回	平成29年	12月21日	(木)	
第33回	平成30年	1月18日	(木)	

**第1回 平成28年5月16日（月）**

互選委員会。委員長に舟橋裕幸委員（新政みえ）を、副委員長に村林聡委員（自民党）を選出。

**第2回 平成28年5月31日（火）**

年間活動計画について協議し、重点調査項目「県議会議員の選挙区及び定数について調査する」等を決定。

**第3回 平成28年6月8日（水）**

前回の選挙区調査特別委員会での議論の経過と結果及び最新の国勢調査の状況について共通認識をはかり、今後の進め方等を協議。

**第4回 平成28年9月8日（木）**

県議会議員の選挙区及び定数について委員間討議（現行条例に対する意見等）。

**第5回 平成28年10月4日（火）**

県議会議員の選挙区及び定数について委員間討議（各会派からの報告等）。  
選挙管理委員会から特例選挙区について概要説明。  
県内調査及び参考人招致の実施を決定。

**県内調査 平成28年11月4日（金）**

条例改正により合区や定数減となった選挙区の有識者の所見を聴くため県内調査を実施。

**① 尾鷲庁舎大会議室：10時30分～**

尾鷲市、熊野市、北牟婁郡（紀北町）、南牟婁郡（御浜町）の市町長及び市町議会議員長 8名出席

※ 副市長の代理出席あり、紀宝町は町長・議員長ともに欠席

**② 県営サンアリーナ第5会議室：14時00分～**

伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気郡（多気町、明和町、大台町）、度会郡（玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町）の市町長及び市町議会議員長 19名出席

※ 副市町長、副議員長の代理出席あり、多気町長は欠席

<意見例>

- ・ 一人の議員定数で、広大な面積や様々な課題を抱える選挙区の民意を反映させることは難しく、人口以外の要素（地域特性）を加味して、ぜひ見直してほしい。
- ・ 地域として現状の定数を残してほしい思いはあるが、決めた条例に基づくべきである。

**第6回 平成28年11月21日（月）**

2名の有識者を参考人として招致することを決定。

## 第7回 平成28年12月16日(金)

## 参考人招致

辻 陽 氏：近畿大学法学部教授

江藤俊昭 氏：山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授

## &lt;辻教授&gt;

- ・ 国政選挙における一票の格差についての判例は近年厳しくなっている傾向。
- ・ LH指標（定数配分がどの程度人口に比例しているかを見る指標）の説明。
- ・ 選挙区定数設定の考え方についての説明。
- ・ 選挙を執行しないまま再度条例を変更しても、法的には問題がない。
- ・ 定数を減らす場合でも、増やす場合でも説明責任は同様に発生する。

## &lt;江藤教授&gt;

- ・ 必要な定数は、知事と政策競争し住民の福祉向上に繋げるためにどのような議会を創り出すかを議論したうえで、定めるべき。
- ・ 1 常任委員会は少なくとも7～8人以上、そこに過疎地域の代表者が少なくとも2～3人が入るくらいがベター。
- ・ 定数と報酬の問題は全く別問題。しかし、定数を増やしたい場合に、議会費を一定にするという手法は一考に値する。
- ・ 議決責任は重い、問題点があるなら修正する責任も有する。

## 第8回 平成28年12月21日(水)

県内調査や参考人招致での意見を受けての委員間討議。

## 第9回 平成29年1月17日(火)

現行の条例（定数45人）を改正する方向で進めていくことに決定。

## 各会派の意見概要

## &lt;新政みえ&gt;

- ・ 基本的な前提として先に可決した改正条例は十分尊重しなければならない。
- ・ 一票の格差を是正するための定数の削減や選挙区の見直しは実施すべき。
- ・ 人口減少社会に立ち向かうべく地方創生が最重要課題となり、県民意思の的確な反映という観点から、県南部等の定数を大きく減じた選挙区のありかたについては見直すべき。

## &lt;自民党&gt;

- ・ 改正に向けて議論を深めていくことは了とする。

## &lt;鷹山&gt;&lt;公明党&gt;

- ・ 現行条例によって次回選挙は行われるべき。
- ・ その先の議論をすることはやぶさかではなく、重要なことである。

## &lt;日本共産党&gt;

- ・ 地域性の問題、地方創生の観点を重きに考えなくてはならない。
- ・ 議決の重みはあるが、再度検討し直さなければいけない部分がある。

<能動>

- ・ 社会情勢に大幅な変化はなく、一度は前回の議決で選挙を実施すべき。

<大志>

- ・ 基本的には現行条例で選挙を実施すべき。
- ・ 前回の改正議論で漏れていた部分や新たに生じた課題があれば、その部分での見直しは否定しない。

<草の根運動いが>

- ・ 一票の格差是正を定数減でしかしていない点や、望ましい総定数の検討がされていない点など検討不十分な点もあり、見直しの方向で議論すべき。

**第10回 平成29年2月2日(木)**

現行条例(定数45人)の見直しについて委員間討議。

委員長が現行条例を地域性への配慮から見直すことと45人~51人の範囲で総定数の議論をすることを提案。

次回委員会では8つの課題-①一票の格差の是正 ②総定数の検討 ③選挙区の見直し ④一人区の検討 ⑤逆転現象区の是正 ⑥適正な定数の基準 ⑦地域間格差の問題 ⑧定数増の検討-及び前回委員長報告の附帯事項にある「それぞれの選挙区が抱える様々な課題に対して、全ての議員が県の課題であることを認識し、資質の向上を図り、三重県議会議員として自覚と責任を持って対応していくこと」を踏まえた意見を求めていくこととした。

**第11回 平成29年2月15日(水)**

中村委員の委員辞任に伴い、木津議員が新たに委員に選任。

8つの課題と前回委員長報告についての各会派からの検討報告及びそれについての委員間討議。

次回委員会では、現行条例(定数45人)を基点として整理すべきか、選挙区と定数を一から検討し直すかの方向性に関する会派議論の結果を委員会に報告することとした。

**第12回 平成29年2月24日(金)**

各会派からの意見報告。

事務局から定数配分の考え方や現状について説明。

次回の委員会で、各会派の具体的な見直し案を提示するよう依頼。

**第13回 平成29年3月7日(火)**

<草の根運動いが>が見直し案を提示。

総定数は現行条例と同じく45人。

一人区を解消しており(亀山市は一人区)、松阪市と多気郡を合区して定数5人、伊勢市と度会郡を合区して定数4人、尾鷲市・北牟婁郡と熊野市・南牟婁郡を合区して定数2人。

一票の格差は現行条例と同じく 1.66 (亀山市⇔伊賀市)。

現行条例維持：<鷹山><公明党><能動><大志>

見直し案提示できず：<新政みえ><自民党><日本共産党>

#### 第14回 平成29年3月21日(火)

<新政みえ>が見直し案を提示

総定数は現行条例に比して3増の48人。一票の格差は拡大して2.21

一人区の解消と地域間格差を緩和しており、多気郡、度会郡をそれぞれ定数1増して定数2人、尾鷲市・北牟婁郡と熊野市・南牟婁郡を合区して定数3人。

5月18日に予定されている役員改選のための本会議を一つの区切りとし、その時点で委員長報告(調査結果または中間経過)を行うことを目標とすることで合意。

#### 第15回 平成29年3月31日(金)

<自民党>が2つの見直し案を提示。

①案は現行条例から伊賀市の定数を1減しての定数44人。一票の格差は現行条例から更に縮小して1.53。

②案は外形的には旧条例に復する形で定数51人。一票の格差は2.93

<鷹山>が平成31年と平成35年を1セットとした見直し案を提示。

平成31年の定数は51人、平成35年の定数が45人のため、平成31～35年までの間、議員報酬等の経費削減と併せての提案。

#### 第16回 平成29年4月11日(火)

各会派からの意見報告と委員間討議。

<新政みえ>

- ・ 鷹山、草の根運動いがの案との調整を図りたい。

<自民党>

- ・ 任意合区は慎重にすべき。

<鷹山>

- ・ 鷹山が提示した案は平成31年～35年の議員報酬等の減額が前提。
- ・ 6月会議までの決着を望みたい。

<公明党>

- ・ 基本的には現行条例。

<日本共産党>

- ・ 一人区の解消が重要。一票の格差が2倍を超えることは問題。
- ・ 議員報酬等については、諮問会議等の第三者機関に委ねるべき。

<能動>

- ・ 逆転現象区には反対であり、新政みえ案と自民党案②は除外すべき。
- ・ 一人区と合区を比較した場合には一人区を残すべき。

- ・ したがって、現行条例か自民党案①、その次に鷹山案①もしくは草の根運動いが案とすべき。

<大志>

- ・ 現行条例を軸に考え、現行条例での総定数45人を尊重すべき。

<草の根運動いが>

- ・ 総定数45人と一票の格差2倍以内を意識した自会派案だったが、新政みえの意見を聞いていきたい。

### 第17回 平成29年4月24日（月）

各会派からの意見報告と委員間討議。

<新政みえ>が<鷹山><草の根運動いが>と調整した新たな案を提示。

総定数は現行条例に比して2増の47人。一票の格差は2.11。

多気郡と度会郡を合区して定数1増。尾鷲市・北牟婁郡と熊野市・南牟婁郡を合区して定数1増。

<共産党>

- ・ 定数削減のみで一票の格差是正を調整してきたことは問題。新政みえの再提案以外では、自民党の②案総定数51人を支持する。

<公明党>

- ・ 現行条例が大前提。変更を考えるのであれば、合区によって定数を新たに決める。ただし、尾鷲市・北牟婁郡と熊野市・南牟婁郡は合区せず定数1の方が、より地域の声が届くのではないかと。

### 第18回 平成29年5月2日（火）

各会派からの意見報告と委員間討議。

<自民党>

新政みえ案定数47人には賛同できない。

両案で提示している自民党を1案に集約できるよう努力する。

<鷹山>

選挙区特別委員会を継続するのか廃止するのかを協議すべきではないかと。

<草の根運動いが>

自会派の案を取り下げ、新政みえ案定数47人に賛同する。

### 第19回 平成29年5月11日（木）

<自民党>が会派で集約化した定数47人案を提示。

多気郡、度会郡の定数をそれぞれ1増。鳥羽市・志摩市の合区を解消して、鳥羽市（定数1人）、志摩市（定数2人）とする。

伊賀市の定数を1減。

これまでの議論を踏まえた正副委員長案の提示が提案される。

## 第 20 回 平成 29 年 5 月 15 日 (月)

正副委員長案の提示。

- ・ 多気郡の定数を 1 増して、定数 2 人。
- ・ 度会郡の定数を 1 増して、定数 2 人。
- ・ 尾鷲市・北牟婁郡、熊野市・南牟婁郡を合区して、定数 3 人。
- ・ 鳥羽市・志摩市の合区を解消し、鳥羽市定数 1 人、志摩市定数 2 人。
- ・ 総定数は 4 増の 49 人。

## 第 21 回 平成 29 年 5 月 16 日 (火)

正副委員長案に対する各会派からの意見報告と委員間討議。

<新政みえ>

- ・ 正副委員長案に賛成。

<自民党>

- ・ 正副委員長案に対する判断は留保。

<鷹山>

- ・ 正副委員長案に反対。  
多数会派や特定議員の意向が反映されており、説得力に欠ける。  
現行条例の否定であり、議会改革の流れに逆行。

<公明党>

- ・ 正副委員長案に反対。

<日本共産党>

- ・ 正副委員長案はこれから議論を深めていく対象としたい。

<能動>

- ・ 正副委員長案に反対。  
一票の格差が拡大しており、現行条例の否定。  
逆転現象区が生じる。

<大志>

- ・ 正副委員長案には賛成しかねる。  
案は現行条例の“微修正”の範囲を超えたものである。  
合区など県民に対する説明責任が果たせるか疑念。

<草の根運動いが>

- ・ 正副委員長案に賛成。  
多様な意見が反映できる。

<青峰 (傍聴) >

- ・ 正副委員長案に賛成。  
南部地域の実情が勘案されている。

**第22回 平成29年5月18日(木)**

互選委員会。舟橋裕幸委員長、中森博文委員、木津直樹委員が委員を辞任。  
日沖正信議員、服部富男議員、津田健児議員が委員に就任。

村林聡副委員長が副委員長を辞任。

委員長に三谷哲央委員(新政みえ)、副委員長に服部富男委員(自民党)を選出。

**第23回 平成29年6月8日(木)**

前正副委員長案に対する各会派の賛否意向を確認。

<新政みえ>

- ・ 賛成。

<自民党>

- ・ 前正副委員長案に対する賛否は議論できていない。
- ・ 前正副委員長案を議論の材料とすることは反対しない。

<鷹山>

- ・ 反対。

<公明党>

- ・ 反対。

<日本共産党>

- ・ 賛成。

<能動>

- ・ 反対。

<大志>

- ・ 反対。

定数が大きく増えるため。

<草の根運動いが>

- ・ 賛成。

<青峰(傍聴)>

- ・ 賛成。

**第24回 平成29年6月30日(月)**

前正副委員長案に対する各会派の賛否意向を確認。

<自民党>

- ・ 前正副委員長案を委員会の中間案とすることには反対。

<その他会派>

- ・ 賛否については前回同様。

前正副委員長案の扱いについて委員間討議。



## 第25回 平成29年7月13日(木)

前正副委員長案を中間案とするための課題について委員会討議。

## ＜新政みえ＞

- ・ 1人区では多様な意見が汲み取りにくく、1人区は少なくすべき。
- ・ 現行条例は南部で1人区が多くなっており、民意を汲み取りにくい環境を見直すべき。

## ＜自民党＞

- ・ 津市選挙区より面積の大きい選挙区を生じさせる東紀州の合区には疑問。
- ・ 文化等が異なる尾鷲市・北牟婁郡と熊野市・南牟婁郡の合区には疑問。

## ＜鷹山＞

- ・ 現行条例(定数45人)で1回は選挙をすべき。

## ＜公明党＞

- ・ 定数45人を4増することで県民の理解が得られるか疑問。
- ・ 1人区の解消を進めようとする選挙区と分離して1人区を生じさせる選挙区が混在しており、整合性が取れていない。

## ＜能動＞

- ・ 逆転現象区が存在。
- ・ 鳥羽市選挙区の扱いが二転三転する形になり、住民に混乱を招く恐れ。

## ＜大志＞

- ・ 定数45人を4増することには抵抗感がある。
- ・ 合区により一人区を解消するという考え方には賛同できる。

## 第26回 平成29年8月14日(月)

選挙区及び定数の見直しに対する意見を募集するアンケートの実施について委員間討議。

## ＜新政みえ＞

- ・ 現行条例：定数45人へ改正された経緯について丁寧な説明が必要。
- ・ 前正副委員長案：定数49人も、次の議論へのステップへの一つの目安として提示。

## ＜自民党＞

- ・ アンケート実施の是非については会派で協議。
- ・ サイレントマジョリティーの意見を収集できる手法の検討が必要。
- ・ 平成12年の都市部の削減を中心とした定数変更(定数55人→51人)から定数45人に至った経緯の説明も必要。
- ・ 南部地域の活性化、地方創生の流れの中で県南部の定数を再検討してきたという委員会の議論内容についての書き込みも必要。
- ・ “アンケート”の名称は検討が必要。

## ＜鷹山＞

- ・ 委員会で扱いが明確になっていない定数49人案の提示には反対。

<公明党>

- ・ 定数45人への改正経緯、県議会で議決された経緯の説明が必要。
- ・ 1票の格差是正や、逆転現象区等についての説明も必要。
- ・ 様々な論点から県政の運営に参加いただいているe-モニターへの意見聴取も検討が必要。

<日本共産党>

- ・ アンケートの問い方については、委員会での討議が必要。

<能動>

- ・ 委員会で課題とされた8つの項目(①一票の格差の是正 ②総定数の検討 ③選挙区の見直し ④一人区の検討 ⑤逆転現象区の是正 ⑥適正な定数の基準 ⑦地域間格差の問題 ⑧定数増の検討)毎の意見聴取を検討。
- ・ 定数の変化だけではなく、1票の格差がどう変わるのかという書き込みも必要。

**第27回 平成29年9月4日(月)**

選挙区及び定数の見直しに対する意見募集案について委員間討議し、意見募集の実施を決定。

**e-モニター 平成29年9月22日(金)～10月10日(火)**

回答数：786

結果：現行条例支持 452  
現行条例否定 334 (うち256は「総定数が多い」)

**意見募集 平成29年9月22日(金)～10月20日(金)**

回答数：2290

結果：現行条例支持 255  
現行条例否定 1977 (うち26が「総定数が多い」)

※ 回答数と結果合計が一致しないのは、支持否定の意思を示さずに、自由記述欄にのみ記載のあった回答があったため

**第28回 平成29年11月15日(水)**

e-モニター及び意見募集の回答結果概要を報告。異なった2つの調査結果について委員間討議。

**第29回 平成29年11月28日(火)**

e-モニター及び意見募集の自由記述に関して委員間討議。次回委員会において正副委員長案を提示することを表明。

## 第 30 回 平成 29 年 12 月 7 日 (木)

委員長案の提示。

- ・ 総定数は 6 増の 51 人。
- ・ 伊勢市の定数を 1 増して、定数 4 人。
- ・ 尾鷲市・北牟婁郡、熊野市・南牟婁郡、度会郡、多気郡の定数をそれぞれ 1 増して、定数 2 人。
- ・ 鳥羽市・志摩市の合区を解消、鳥羽市の定数を 1 人、志摩市の定数を 2 人。
- ・ 議会全体で議会経費を抑制する必要性を認め、議会経費の一定額削減を前提にした検討を議長に依頼。

## 第 31 回 平成 29 年 12 月 18 日 (月)

委員長案に対する各会派の賛否の意向を確認。

## &lt;新政みえ&gt;

- ・ 会派としての賛否表明には至らず。  
南部の定数減に対する危機感の一方で、一票の格差に対する懸念の声もある。

## &lt;自民党&gt;

- ・ 会派としての賛否表明には至らず。  
現行条例を議決した責任の重さを主な理由に、多くは反対している。一方で、意見募集や e モニターの意見を踏まえて委員長案に賛成する議員もいる。

## &lt;鷹山&gt;

- ・ 反対。  
現行条例を尊重する。議会経費削減の部分が明確でないし、35 年以降の定数及び選挙区の議論も先送りで無責任ではないか。

## &lt;公明党&gt;

- ・ 反対。  
議決責任は重く、現行条例で選挙をすべき。地域の声が届かない等の懸念に対しては、選挙実施後に検討を進めればいいのか。  
委員長案では一票の格差は 2.93 に拡大し、全国的にもかなり高い数字になる。

## &lt;日本共産党&gt;

- ・ 条件付きで賛成。  
間違いがあったとすれば、批判を受けても改めなくてはならない。前回、議員定数を削減することで一票の格差を改善したことには疑問が残る。一票の格差は解消されなければいけないが、議員定数を減らす議論だけでは問題がある。  
議員定数を定める際には第三者機関に託す旨を議会基本条例に明記すべき、議会経費削減の議論は議員定数と分けて行うべきという 2 点を、委員長案に対する賛成意見に付け加える。

## &lt;能動&gt;

## ・ 反対。

一票の格差が大きくなりすぎる。議決責任があり、現行条例で選挙を実施すべき。それにより不具合が生じたら、その時点で見直しを行うべき。

一票の格差を縮める方向での定数51という考え方なら、なくもない。

## &lt;大志&gt;

## ・ 反対。

議決責任がある。意見募集等では多様な意見があることが確認できたに過ぎず、圧倒的な県民世論までには至ってなく、議決を覆すまでの大きな力にはなっていない

議会経費削減の検討を進めるよう議長に依頼することや35年以降の選挙の議論など本委員会で議論できない部分と一緒に提案されているところも疑問である

## &lt;草の根運動いが&gt;

## ・ 委員長案に対する明確な賛否の表明はなし。

定数45の現行条例には、人口減少地域への対応等の視点が欠落している認識を持っている。

定数49の前正副委員長案を軸に考えていくべきではないか。

## &lt;青峰（傍聴）&gt;

## ・ 賛成。

現行条例改正時の激しすぎた変化の影響が、今回の意見募集の結果に反映されている。過疎が進行する地域の事情を考慮し、定数を復する委員長案に賛成する。

**第32回 平成29年12月21日（木）**

次回県議会議員選挙の定数及び選挙区について、委員会としての合意に達することは困難と判断せざるを得ない状況になったため、委員会における実質的議論が終結。

**第33回 平成30年1月18日（木）**

委員長報告案等を提示。